

中堅企業等支援策に関する関係府省庁合同説明会

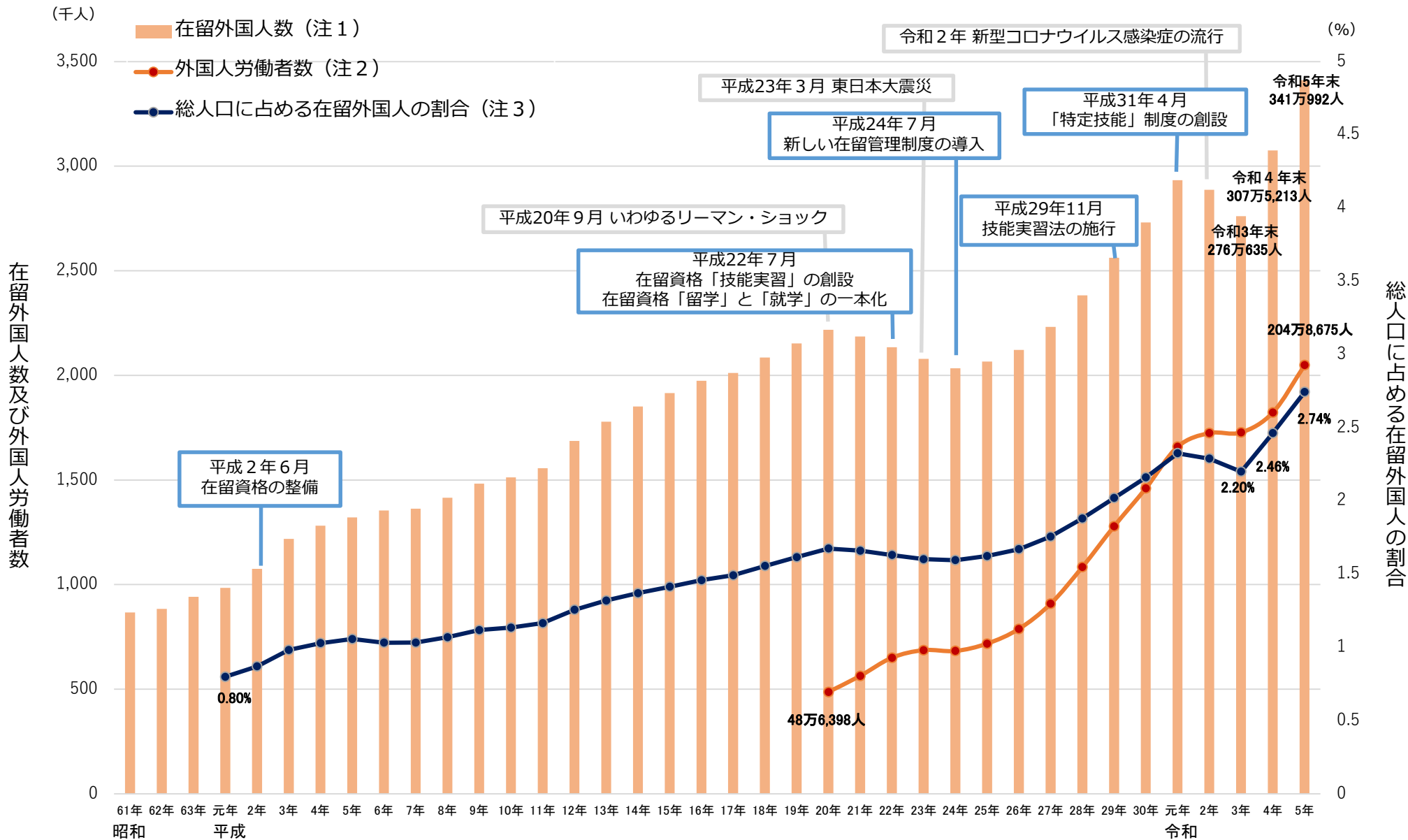
最新資料はこちら（出入国在留管理庁ＨＰ）
を御覧ください。

特定技能制度「外国人材の受入れ及び
共生社会実現に向けた取組」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>



在留外国人数及び外国人労働者数の推移



(注1) 平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
(注2) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している。)
(注3) 総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

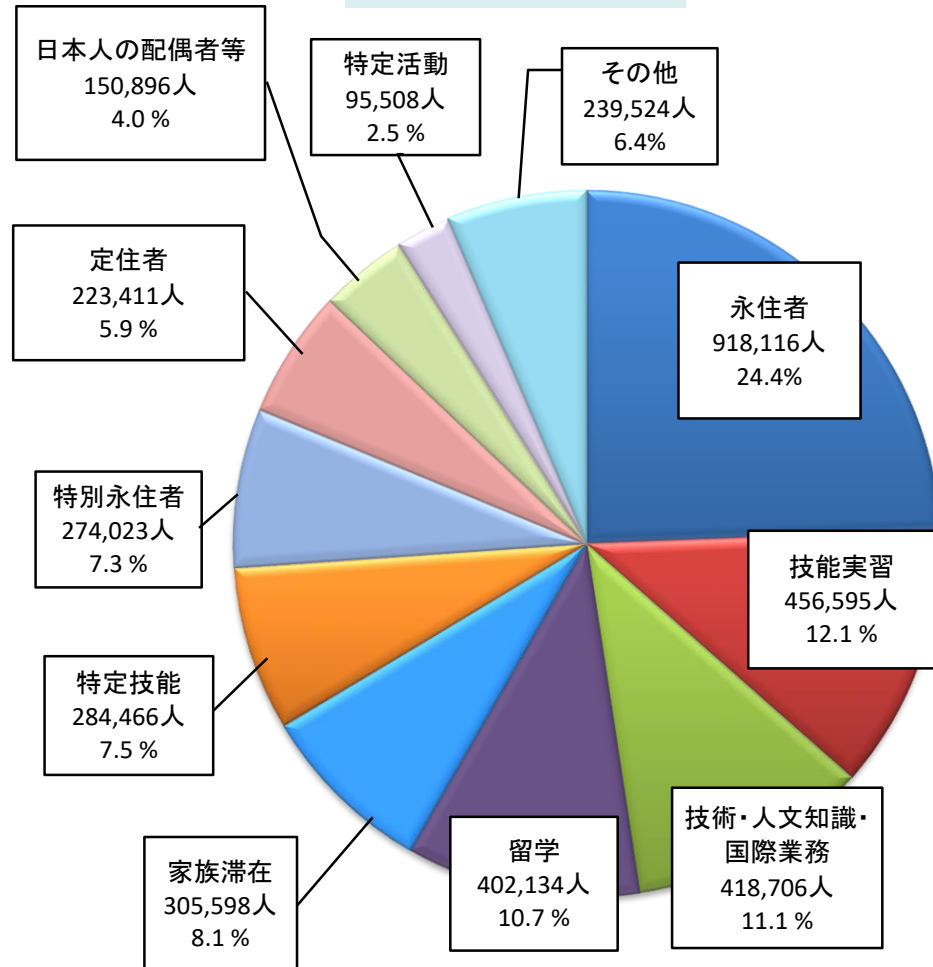
就労が認められない在留資格（注２）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

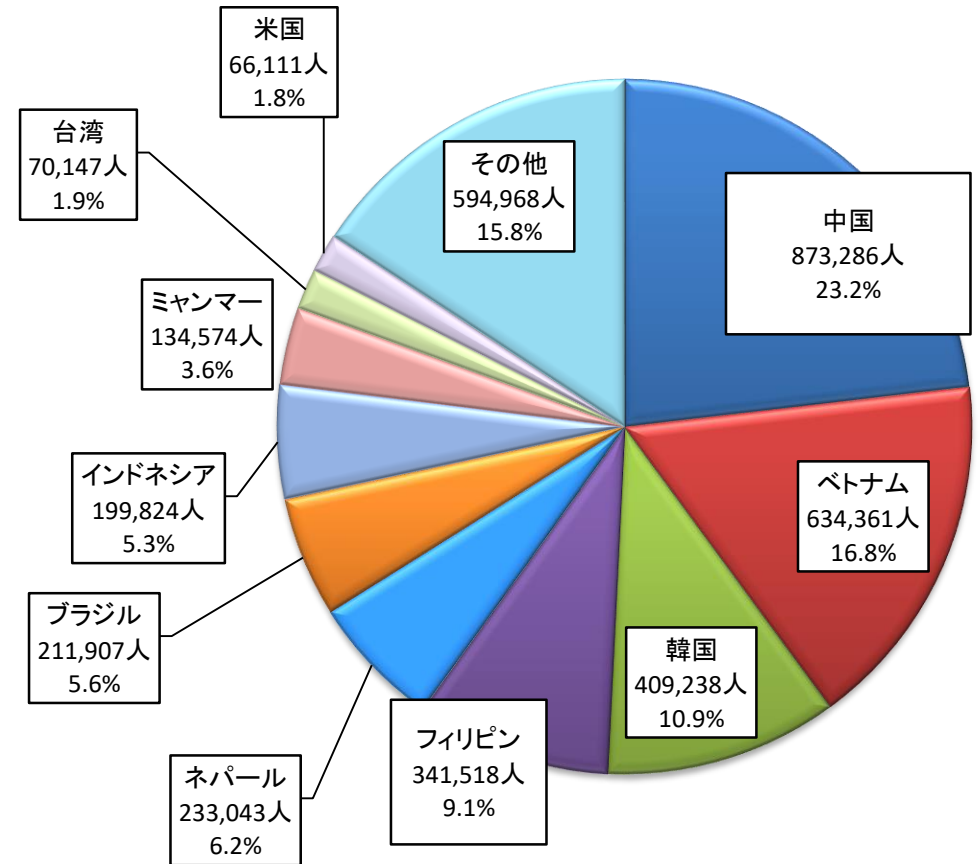
（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数（総数） 376万8,977人

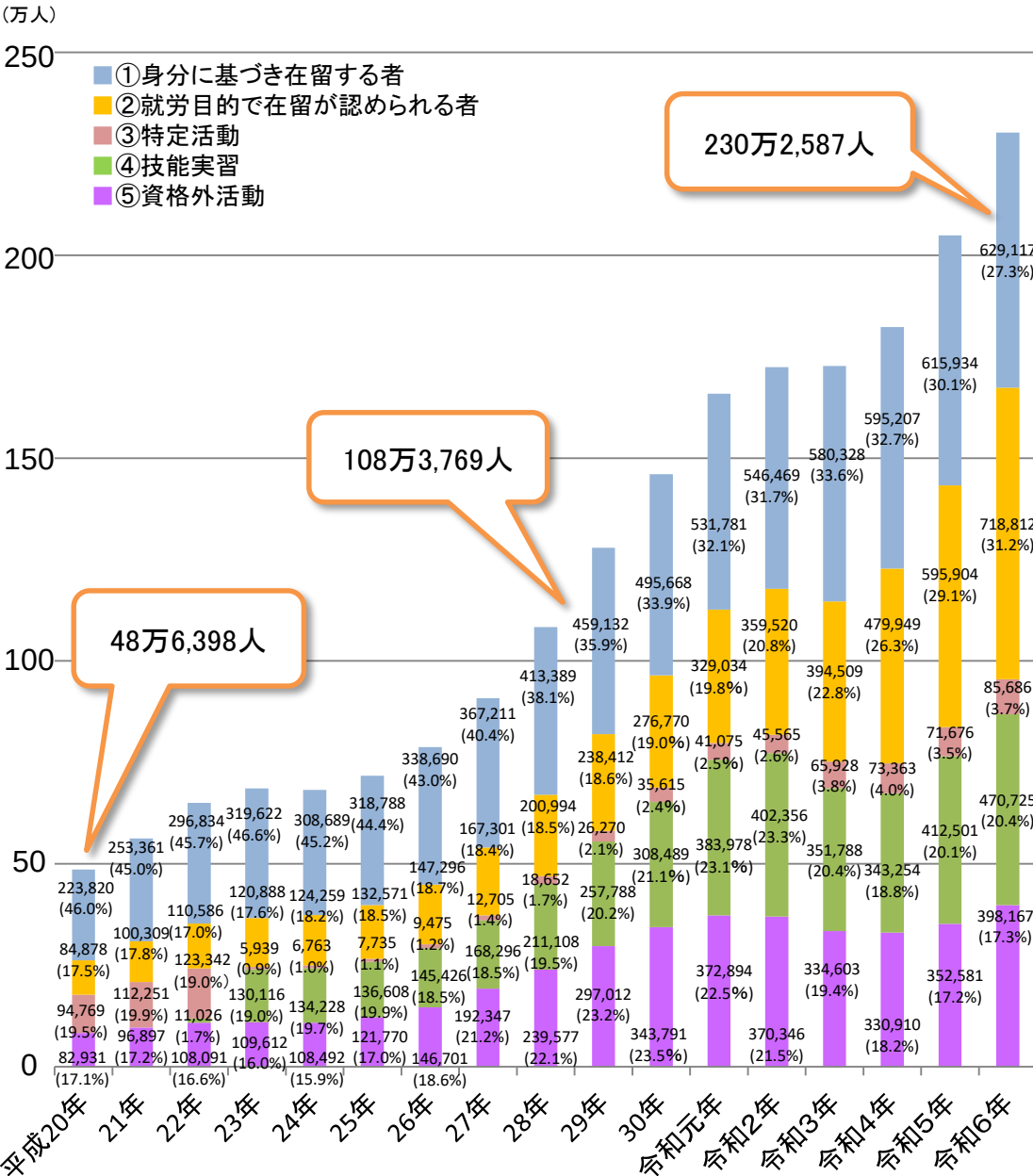
在留資格別



国籍・地域別



外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約62.9万人(27.3%)
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

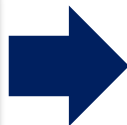
②就労目的で在留が認められる者 約71.9万人(31.2%)
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約8.6万人(3.7%)
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約47.1万人(20.4%)
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約39.8万人(17.3%)
 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

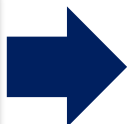
専門的・技術的 分野の外国人



積極的に受入れ

- 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
(第9次雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定))
- 我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。(出入国在留管理基本計画(平成31年4月法務省))

上記以外の 分野の外国人



様々な検討を要する

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
(第9次雇用対策基本計画(平成11年8月13日閣議決定))
- 専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。
(出入国在留管理基本計画(平成31年4月法務省))

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：283,634人（令和6年12月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：832人（令和6年12月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、**宿泊**、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

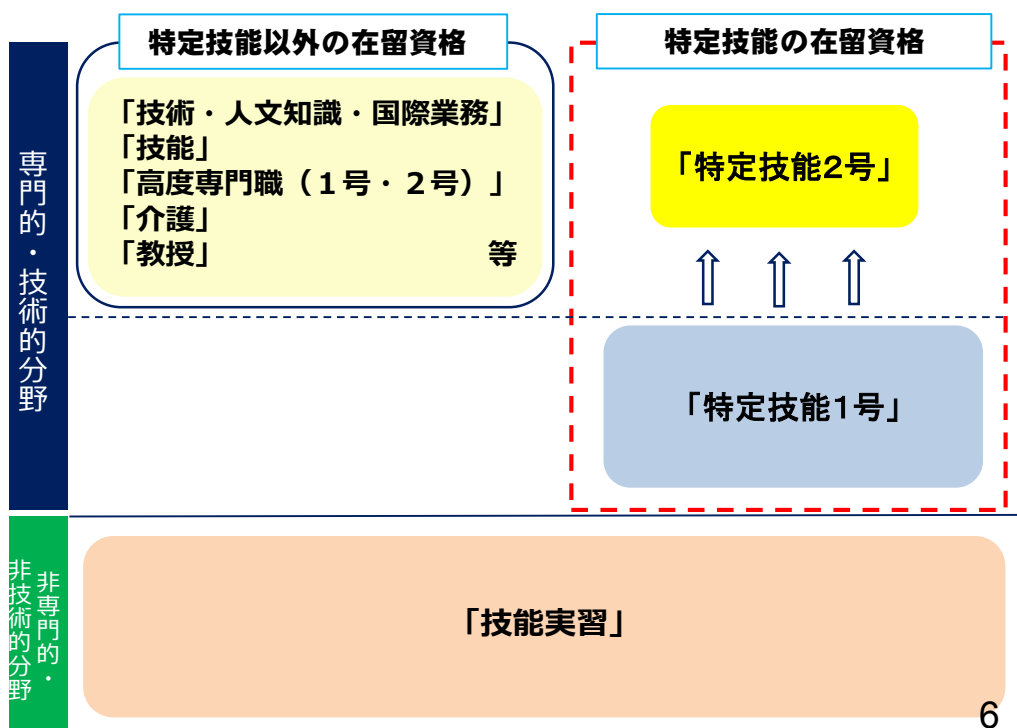
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等		・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食物品製造業	139,000人	飲食物品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食物品製造業全般(飲食物品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接

技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

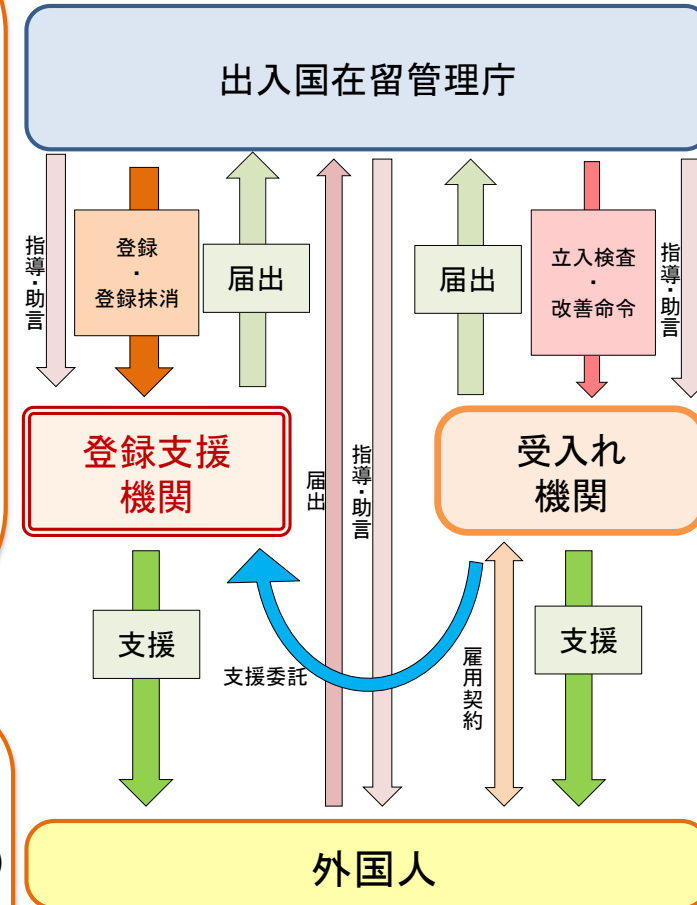
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



制度概要③就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

試験(技能・日本語)
は免除

新規入国予定
の外国人

国外試験
(技能・日本語)に合格

- <技能試験>
・特定産業分野の業務区分に対応する試験
<日本語試験>
・国際交流基金日本語基礎テスト
(国際交流基金)
又は
・日本語能力試験(N4以上)
(国際交流基金・日本国際教育
支援協会)
など



日本国内に在留している外国人 (中長期在留者)

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

試験(技能・日本語)
は免除

留学生など

試験(技能・日本語)
に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

審査

在留資格認定証明書交付

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

査証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

審査

査証発給

在外公館

在留カードの交付
※後日交付の場合あり

入国

- 〔入国後(又は在留資格の変更後)、遅滞なく実施すること〕
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
○住居地の市区町村等で住民登録
○給与口座の開設
○住宅の確保
など

在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

審査

在留資格変更許可

在留カードの交付

- 〔外国人本人の要件〕
○18歳以上であること
○技能試験及び日本語試験に合格していること(技能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
○特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

受入れ機関での就労開始

ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目(12ページ参照)の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関(登録支援機関に委託する場合のみ)

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる(支援委託契約を締結)。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関(13ページ参照)に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。(支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能)

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



登録支援機関になろうとする個人又は団体

④登録後

登録支援機関

①登録申請

※持参又は郵送

③登録通知

※登録簿に登録

地方出入国在留管理局

②登録の要件確認

届出
(支援実施状況、
変更事項等)

・指導・助言
・報告又は資料の
提出要求
・登録の取消し

支援委託契約
(支援計画の全部の実施を
委託)

支援計画の全部の実施

受入れ機関

雇用
契約

1号特定技能
外国人

登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- 登録には申請手数料が必要である。(新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円)
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

ポイント

- 受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
- 受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■ 受入れ機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】

- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】

- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■ 登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】

- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】

- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに

○四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に届出

①第1四半期：1月1日から3月31日まで

②第2四半期：4月1日から6月30日まで

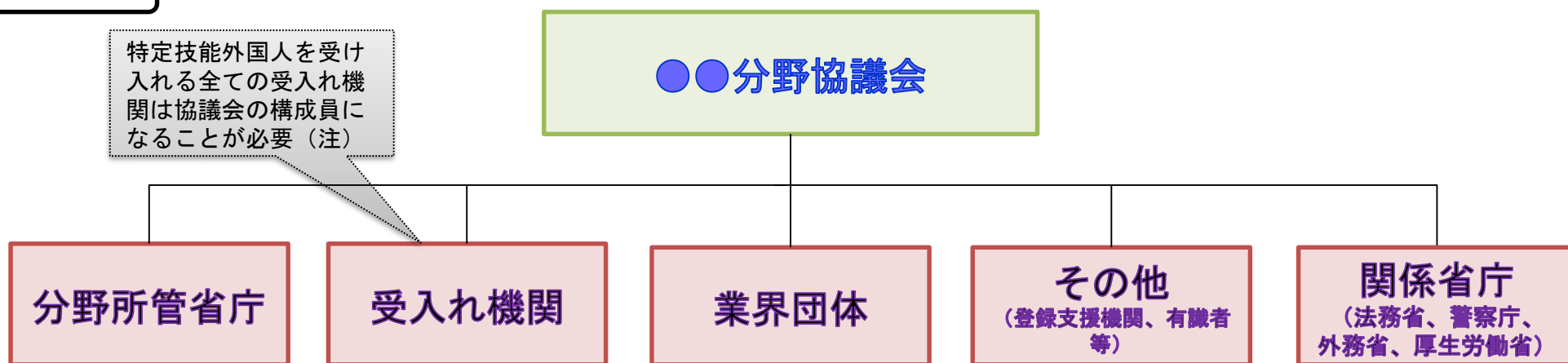
③第3四半期：7月1日から9月30日まで

④第4四半期：10月1日から12月31日まで

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入りに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定・令和6年3月29日一部変更）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

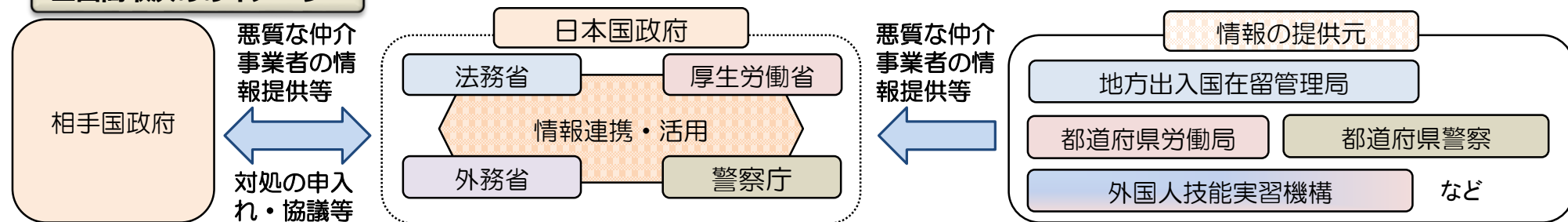
総合的対応策（令和6年度改訂）（令和6年6月21日関係閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



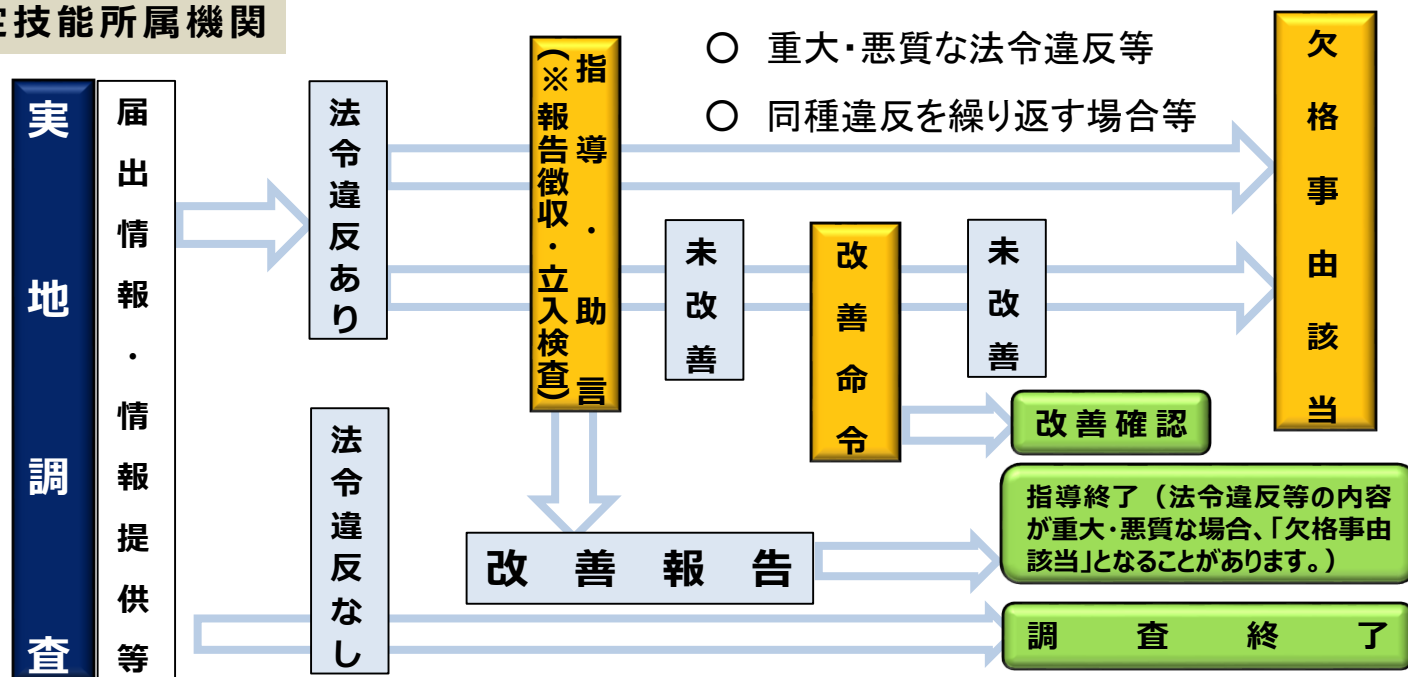
署名状況（17か国）

（令和6年8月8日時点）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）、タジキスタン（R6.8.8）

特定技能制度における行政処分等について

特定技能所属機関



関係法令等

指導・助言

入管法第19条の19

報告徴収・立入検査

入管法第19条の20
※必要に応じて実施

改善命令

入管法第19条の21

欠格事由（該当）

特定技能基準省令において定める
受入れの基準（を満たしていない）

指導・助言

入管法第19条の31

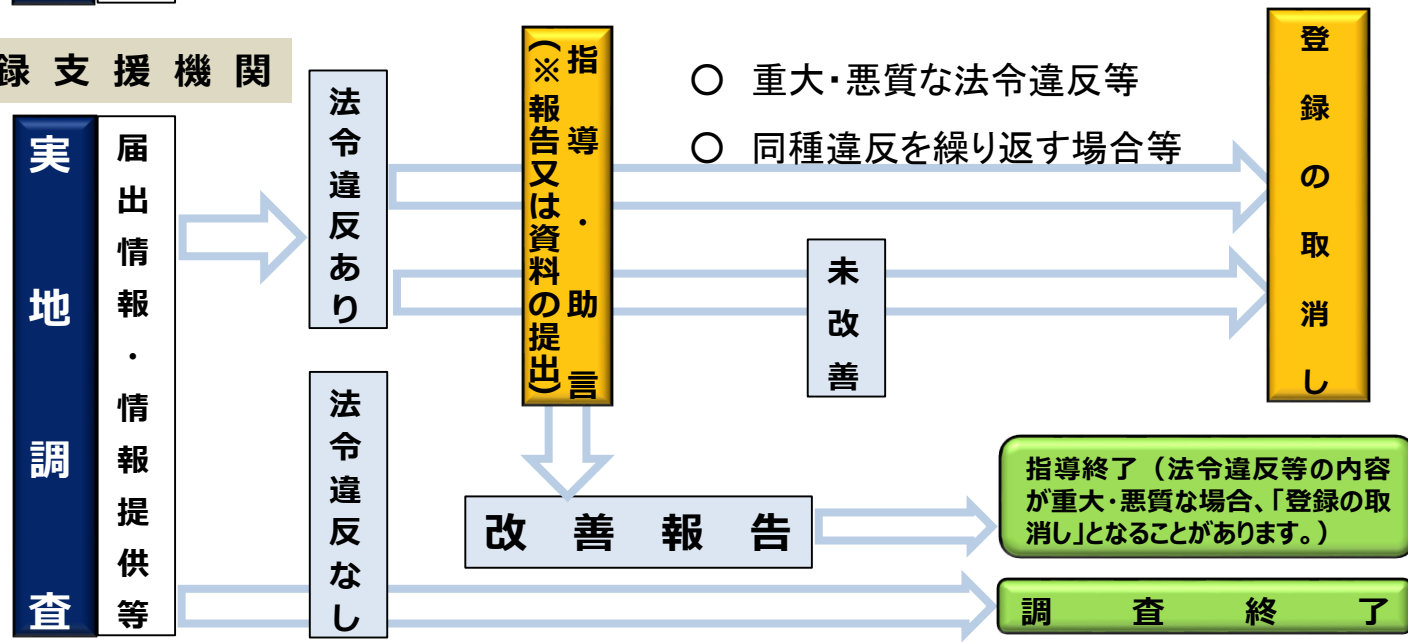
報告又は資料の提出

入管法第19条の34
※必要に応じて実施

登録の取消し

入管法第19条の32
（取消事由）
・登録拒否事由に該当
・委託を受けた支援等を実施していない
・支援に必要な体制を有していない 等

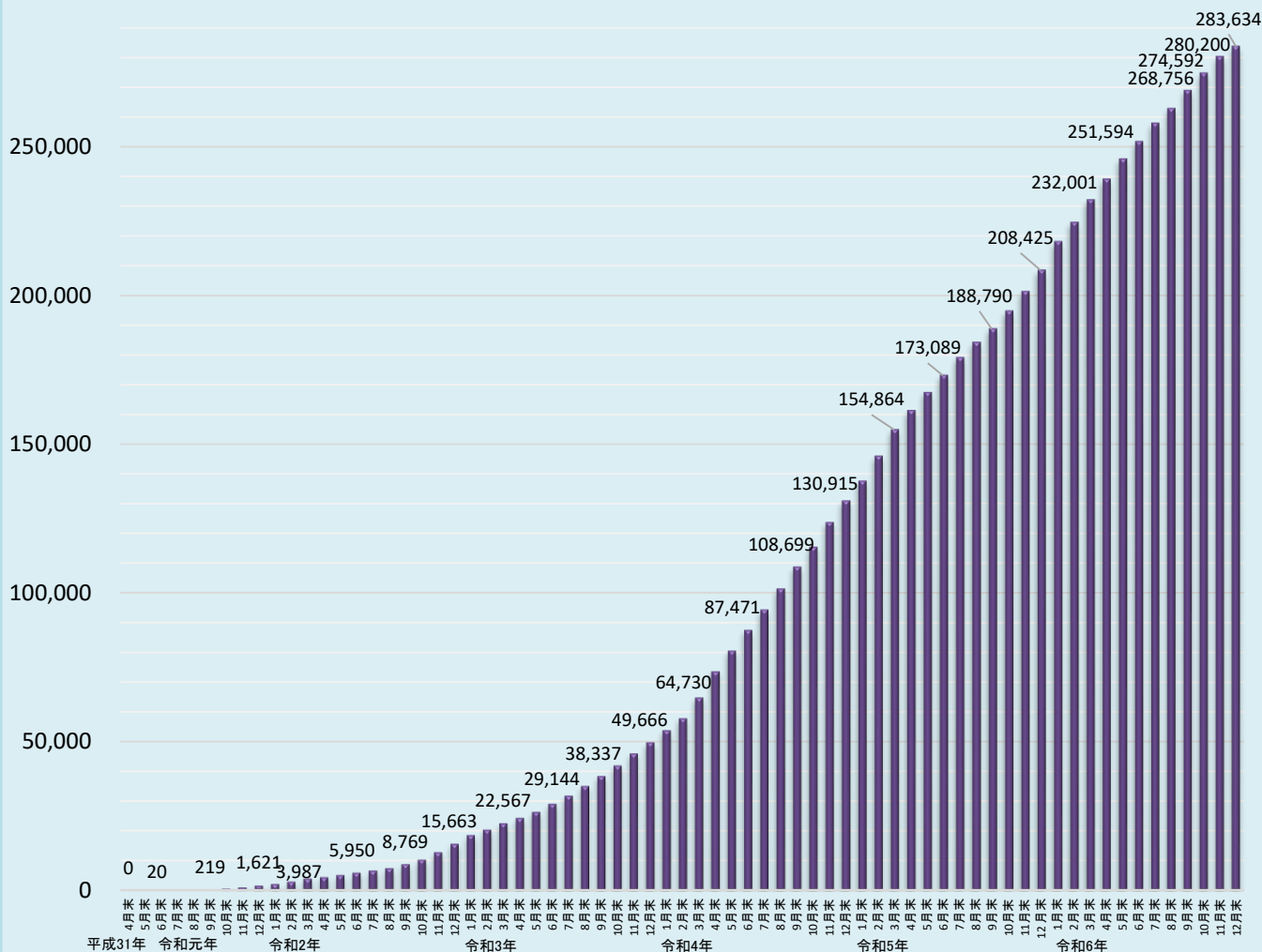
登録支援機関



特定技能1号在留外国人数(令和6年12月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

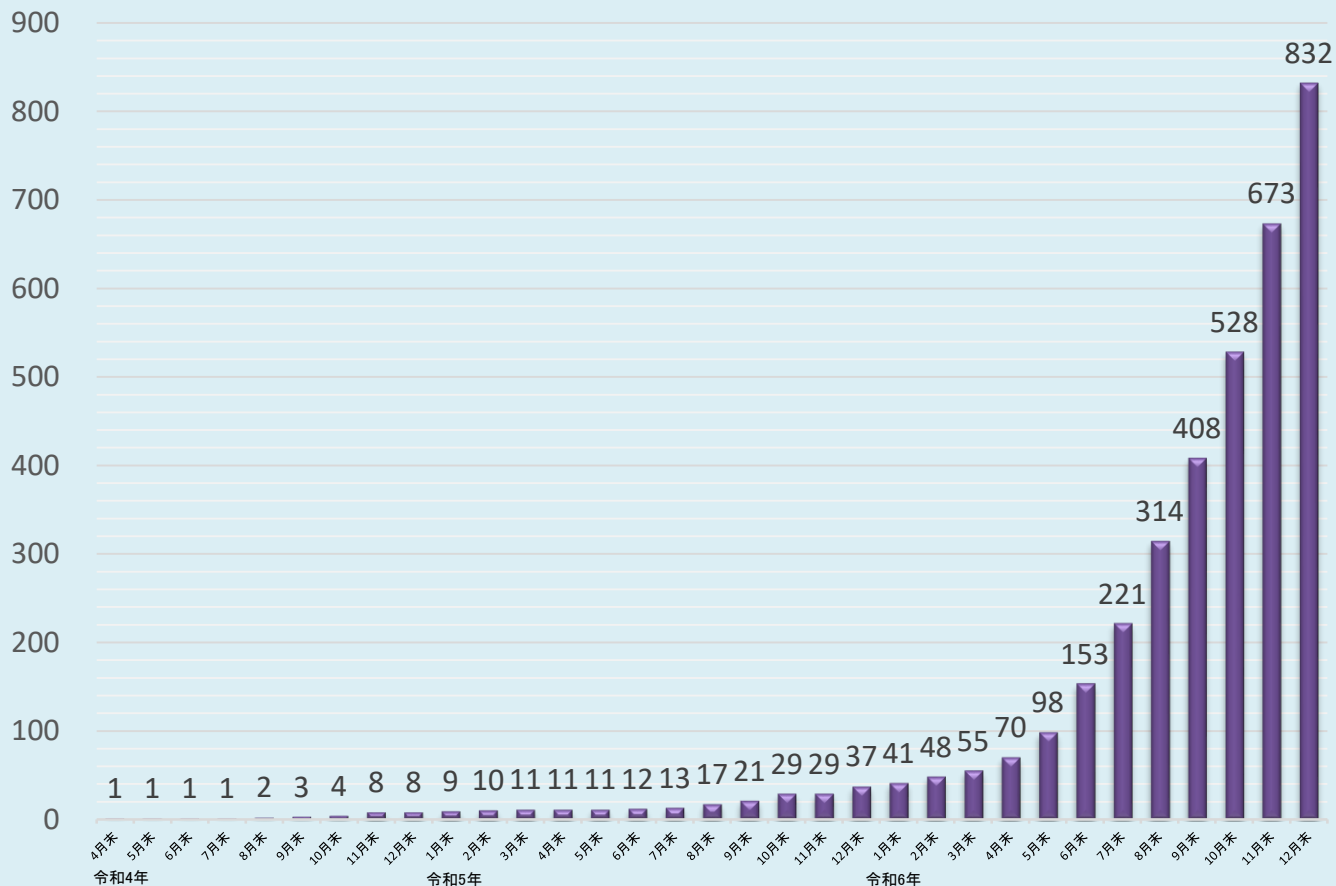
283,634人



分野	人数
介護	44,367人
ビルクリーニング	6,140人
工業製品製造業	45,183人
建設	38,365人
造船・船用工業	9,665人
自動車整備	3,076人
航空	1,382人
宿泊	671人
鉄道	1人
農業	29,157人
漁業	3,488人
飲食料品製造業	74,380人
外食業	27,759人

特定技能2号在留外国人数(令和6年12月末現在:速報値)

特定技能2号在留外国人数 832人



分野	人数
ビルクリーニング	3人
工業製品製造業	96人
建設	213人
造船・船用工業	74人
自動車整備	3人
宿泊	4人
農業	174人
漁業	2人
飲食料品製造業	158人
外食業	105人

(注)「特定技能2号」の在留資格は令和4年4月に初めて許可。

特定技能制度運用状況③

特定技能在留外国人数(令和6年12月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 284,466人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	11,909	1,349	1,766	2,672	505	1,414	1,981	13,967	5,310	8,590	18,234	17,627	18,558	16,961	2,381	2,512	2,782	1,652	2,039	5,163	6,546	8,619	22,805	6,123
構成比	4.2%	0.5%	0.6%	0.9%	0.2%	0.5%	0.7%	4.9%	1.9%	3.0%	6.4%	6.2%	6.5%	6.0%	0.8%	0.9%	1.0%	0.6%	0.7%	1.8%	2.3%	3.0%	8.0%	2.2%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	3,336	5,658	18,739	10,101	1,863	1,063	674	784	4,644	9,523	2,455	1,268	4,420	3,983	1,218	10,135	2,057	3,091	5,722	2,357	2,139	4,159	3,128	484
構成比	1.2%	2.0%	6.6%	3.6%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	1.6%	3.3%	0.9%	0.4%	1.6%	1.4%	0.4%	3.6%	0.7%	1.1%	2.0%	0.8%	0.8%	1.5%	1.1%	0.2%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング・ビル	工業製品製造業	建設	船舶・造船・工業	自動車整備	航空	宿泊	鉄道	農業	漁業	飲食物品製造業	外食業
在留数	44,367	6,143	45,279	38,578	9,739	3,079	1,382	675	1	29,331	3,490	74,538	27,864
構成比	15.6%	2.2%	15.9%	13.6%	3.4%	1.1%	0.5%	0.2%	0.0%	10.3%	1.2%	26.2%	9.8%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	中国	ネパール	カンボジア	タイ	その他
在留数	133,478	53,538	28,234	27,348	17,761	7,014	6,008	5,571	5,514
構成比	46.9%	18.8%	9.9%	9.6%	6.2%	2.5%	2.1%	2.0%	1.9%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(832人)を含む。

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和6年12月末現在)(速報値)(注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)			合格者数(人)								
		令和6年12月末			令和6年12月末		令和6年6月末			令和5年12月末			
介護(注2)	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	149,116	特定技能1号	149,116	113,582	特定技能1号	113,582	87,371	特定技能1号	87,371	72,018	特定技能1号	72,018
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
ビルクリーニング	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ミャンマー・タイ・ ネパール・スリランカ	14,593	特定技能1号	14,522	12,346	特定技能1号	12,338	9,104	特定技能1号	9,101	6,340	特定技能1号	6,340
			特定技能2号	71		特定技能2号	8		特定技能2号	3		特定技能2号	0
工業製品製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	8,972	特定技能1号	6,575	2,313	特定技能1号	1,126	1,272	特定技能1号	947	1,070	特定技能1号	913
			特定技能2号	2,397		特定技能2号	1,187		特定技能2号	325		特定技能2号	157
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	9,426	特定技能1号	6,052	2,903	特定技能1号	2,381	1,973	特定技能1号	1,853	1,581	特定技能1号	1,581
			特定技能2号	3,374		特定技能2号	522		特定技能2号	120		特定技能2号	0
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	436	特定技能1号	261	409	特定技能1号	242	299	特定技能1号	214	249	特定技能1号	197
			特定技能2号	175		特定技能2号	167		特定技能2号	85		特定技能2号	52
自動車整備	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	6,967	特定技能1号	6,570	4,679	特定技能1号	4,595	3,365	特定技能1号	3,365	2,543	特定技能1号	2,543
			特定技能2号	397		特定技能2号	84		特定技能2号	0		特定技能2号	0
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・モンゴル・スリランカ	6,549	特定技能1号	6,549	4,071	特定技能1号	4,071	3,066	特定技能1号	3,066	2,240	特定技能1号	2,240
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
宿泊	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・ベトナム・ スリランカ・インド	20,173	特定技能1号	20,092	12,881	特定技能1号	12,861	6,698	特定技能1号	6,694	5,217	特定技能1号	5,217
			特定技能2号	81		特定技能2号	20		特定技能2号	4		特定技能2号	0
自動車運送業	国内	64	特定技能1号	64	47	特定技能1号	47		特定技能1号			特定技能1号	
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	86,359	特定技能1号	84,297	75,495	特定技能1号	74,757	56,743	特定技能1号	56,555	49,114	特定技能1号	49,102
			特定技能2号	2,062		特定技能2号	738		特定技能2号	188		特定技能2号	12
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	3,573	特定技能1号	3,511	2,176	特定技能1号	2,160	1,403	特定技能1号	1,403	1,107	特定技能1号	1,107
			特定技能2号	62		特定技能2号	16		特定技能2号	0		特定技能2号	0
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	136,237	特定技能1号	134,185	86,462	特定技能1号	85,403	68,861	特定技能1号	68,713	58,892	特定技能1号	58,892
			特定技能2号	2,052		特定技能2号	1,059		特定技能2号	148		特定技能2号	0
外食業	国内・海外8か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ ミャンマー・タイ・スリランカ・ベトナム	142,335	特定技能1号	141,319	97,476	特定技能1号	96,941	71,728	特定技能1号	71,615	56,749	特定技能1号	56,749
			特定技能2号	1,016		特定技能2号	535		特定技能2号	113		特定技能2号	0
木材産業	国内	20	特定技能1号	20	20	特定技能1号	20		特定技能1号			特定技能1号	
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
合計		584,820	特定技能1号	573,133	414,860	特定技能1号	410,524	311,883	特定技能1号	239,282	257,120	特定技能1号	200,150
			特定技能2号	11,687		特定技能2号	4,336		特定技能2号	873		特定技能2号	221

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)		合格者数(人)	
		令和6年12月末		令和6年12月末		令和6年6月末	
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・バングラデシュ	311,790		135,568		86,726	
						73,055	

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和6年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。

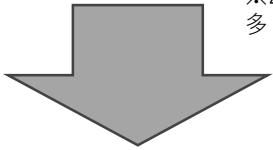
(注2) 介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。

(注3) 令和6年3月29日、閣議決定により追加が決定された4分野のうち、「鉄道」、「林業」の2分野の試験については、令和6年12月末現在実施に向けて整備中。

在留資格「特定技能」に係る申請を 予定されている関係者の皆様へ

**2025 年 1 月以降、窓口の混雑や審査結果の
通知が大幅に遅くなる**ことが予想されます。

※2022年3月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限緩和に伴い新規入国した多くの技能実習生が、技能実習2号を修了することに伴うものです。



以下の点に注意して、申請をお願いします。

必要書類がそろっているか、必ず御確認ください。
書類に不足があると、審査が遅延します。

※電子届出システムの利用者は、提出書類の省略が可能です。提出書類の御確認は[こちら](#)から



オンライン申請をぜひ御活用ください。

- ・オンライン上で**審査状況を確認**できます。窓口申請の場合、個別の申請に関するお問合せにはお答えできません。
- ・オンラインで申請を行えば、**在留資格認定証明書**を**電子メールで受け取る**ことができます。（海外に住む外国人本人に転送が可能であり、その後の手続を速やかに行うことが可能です）

※オンライン申請に関する御案内は[こちら](#)から



**在留期間中に受入れ機関の書類を準備できない場合は、
「特定活動（特定技能1号への移行を希望する場合）」への在留資格変更許可申請を行ってください。**

※特定活動の申請に関する御案内は[こちら](#)から



2025年(令和7年)4月1日施行 出入国管理及び難民認定法施行規則

特定技能制度における届出のルールが変わります！

2025年4月1日から、特定技能制度における各種届出の届出項目や届出頻度の変更を内容とする、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。

施行後の届出の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 随時届出における注意点・変更点



随時届出は、2025年4月1日以降に提出する届出から新しいルールに基づく届出が必要となります。

① 受入れ困難に係る届出（参考様式第3－4号）【届出対象の追加等】

- 在留資格の許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合や雇用後に1か月活動ができない事情が生じた場合も届出の対象となります。
- 1か月間活動ができない事情が生じた場合や行方不明者発生などの際に添付する参考様式を新規に作成しました。
- 自己都合退職の申出があった場合について、受入れ困難の事由の対象外とします（雇用契約が終了した場合には、引き続き「雇用契約終了に係る届出」は必要）。

② 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出（参考様式第3－5号）【届出項目変更】

- 届出の対象が「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」があった場合から「特定技能基準省令第2条第1項各号及び同条第2項各号に適合しない場合」に変更されます。

※ 基準不適合の具体例

税金や社会保険料等の滞納が発生したとき、特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき、関係法律による刑罰を受けたとき、実習認定の取消しを受けたとき、出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき、外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき、外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき など

③ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出（参考様式第3－7号）【新設】

→ 特定技能所属機関による自社支援の場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に届出が必要となります。

④ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告（参考様式第4－3号）【新設】

→ 登録支援機関が支援の全部委託を受けている場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合に報告が必要となります（支援において特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合を含む。）。

2. 定期届出における注意点・変更点

！ 2025年1月から3月までを対象期間とした届出（四半期に1回の届出）は同年4月15日までに提出する必要があります。

！ 新しいルールの定期届出（1年に1回の届出）を最初に提出するのは、2026年4月以降となります。

受入れ・活動・支援実施状況に係る届出（参考様式第3－6号）

【提出頻度変更・様式統合・届出項目変更】

！ ・届出の提出頻度が四半期ごとから1年に1回に変更されます。
・対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況を翌年4月1日から5月31日までに提出する必要があります。

「受入れ・活動状況に係る届出書」と「支援実施状況に係る届出書」を一体化し、「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」に変更され、届出事項や届出時に提出いただく書類が、以下のとおり変更されます。

主な届出事項：特定技能外国人の労働日数、労働時間数、給与の支給総額、昇給率など
→ 届出書本体に年度の平均を記載

別紙の内容：個人の年間活動日数、給与の総支給額、支援の実施状況等について、特定技能外国人を受け入れている事業所単位で作成

主な添付書類：特定技能所属機関の登記事項証明書、決算関係書類、役員の住民票写し、公的義務の履行証明書など

2025年4月1日施行の入管法施行規則については、届出関係の以外の運用についても変更点があります。詳細については、出入国在留管理庁ホームページの特設ページを確認してください。

https://www.moj.go.jp/isa/10_00225.html



2025年(令和7年)4月1日開始

特定技能制度の提出書類と提出書類省略のルール が変更されます！

2025年4月1日から、特定技能制度における各種届出の届出項目や届出頻度の変更を内容とする、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。これを受け、在留審査及び定期届出時の提出書類のルールが変更されます。

施行後の届出の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 在留諸申請の提出書類

(1) 特定技能外国人を初めて受け入れる場合【認定申請・変更申請】

外国人本人に関する書類（技能水準の立証資料等）に加え、受入れ機関としての適格性に関する書類が提出書類となります。

ただし、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い(※)、かつ、一定の事業規模のある機関等については、機関の適格性に関する書類を省略することが可能です。一定の事業規模のある機関とは、次の機関です。

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年

間に債務超過となっていない法人

※ 従前の書類省略のルールと異なり、オンライン申請と電子届出を行うことが書類省略の必須要件となります。

(2) 特定技能外国人を受け入れている機関【更新申請、2人目以降の認定申請・変更申請】

外国人本人に関する書類のみが提出書類となります（※）。

※ 審査の際、受入れ機関の適格性を確認する必要がある場合には、機関の適格性に関する書類の提出をお願いすることがありますので、御協力をお願いします。

2. 定期届出の提出書類



特定技能外国人を受け入れている場合は、1年に1回提出する定期届出において機関の適格性を確認します。

受入れ機関が毎年4月1日から5月31日までに提出する「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」の添付書類として、受入れ機関としての適格性に関する書類を提出してください。

ただし、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い
(※)、かつ、一定の事業規模のある機関等（上記1（1）参照）については、機関の適格性に関する書類を省略することが可能です。

※ 従前の書類省略のルールと異なり、オンライン申請と電子届出を行うことが書類省略の必須要件となります。定期届出における提出書類の省略を希望される場合は、入管法施行規則改正後の定期届出の提出が始まる令和8年4月までに利用者登録をしていただくようお願いいたします。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineprocedures.html>



令和7年（2025年）4月1日から 特定技能基準省令の一部を改正する省令※が施行されます

※ 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。令和6年3月29日一部変更）に明記されました。

これを踏まえ、特定技能基準省令の一部が改正され、特定技能所属機関は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする、また、1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることが規定されました。

特定技能所属機関が取り組む4つのポイント

1 協力確認書の提出



特定技能外国人の受入れに当たり、市区町村に対し、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の「協力確認書」を提出します。

2 在留諸申請における申告



特定技能外国人に係る在留諸申請において、地方公共団体が実施する共生施策に対し、必要な協力をする、こととしている旨を申告します。

3 支援計画の作成・実施



地方公共団体が実施する共生施策（例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等）を確認し、これを踏まえ、1号特定技能外国人支援計画を作成・実施します。

4 必要な協力の実施



地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められたときは、当該要請に応じ、必要な協力を行います。

Q & A

運用の詳細は入管庁HPで御確認いただけます。



1. 協力確認書の具体的な運用について教えてください。

特定技能所属機関は、次のいずれかの時点において、市区町村に対し、協力確認書を提出します。

- 初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前
- 既に特定技能外国人を受け入れている場合には、令和7年4月1日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前

※ 協力確認書は各市区町村が指定する方法により提出してください。

※ 協力確認書の様式等は、令和7年3月下旬頃、入管庁HPに掲載予定です。運用の詳細は入管庁HPを御確認ください。

2. 在留諸申請における申告・支援計画の作成について教えてください。

令和7年4月1日から特定技能外国人の在留諸申請における申請書（特定技能所属機関等作成用）及び「1号特定技能外国人支援計画書」の様式等が変更されます。令和7年4月1日以降の在留諸申請は、新たな様式に従って、各種申請書類を作成・提出してください（新たな様式については、別途、入管庁HP等で御案内します。）。

3. 地方公共団体からどのような協力要請がありますか。

例えば、アンケート調査等への協力、各種情報（各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応等に関する案内、地域イベント、日本語教室等の開催案内等）の周知等が想定されます。

詳細は入管庁HPに掲載しています。
こちらから御確認ください。



本件取組HP



Q & A



特定技能制度

特定技能外国人受入れに関する運用要領改正のポイント

(令和 7 年 4 月 1 日改正予定)



令和 7 年 2 月 1 7 日に公布された特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下「特定技能基準省令」という。）の改正と同年 3 月 1 2 日に公布された出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「入管法施行規則」という。）の改正等に伴い、在留資格「特定技能」の運用が令和 7 年 4 月 1 日から変更されます。以下、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の構成に沿って変更のポイントについて説明します。

第 1 特定技能外国人受入れに関する運用要領（本体）の改正のポイント

○ 第 2 章 第 3 節 特定技能外国人受入れ手続の流れ

1 機関の適格性に関する書類

（1）令和 7 年 3 月 3 1 日までに受入れを開始している機関

入管法施行規則の改正に伴い、受入れを開始している機関の適格性については、1 年に 1 度提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出」（以下「定期届出」という）において確認することになります。

そのため、次に掲げる書類については、在留諸申請において提出をする必要はありません。

（特定技能所属機関の適格性に関する書類）

- ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第 1－1 1－1 号）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 業務執行に関与する役員の住民票の写し
- ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第 1－2 3 号）
- ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料
- ・ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料
- ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第 1－4 号）
- ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第 1－1 6 号）

（2）令和 7 年 4 月 1 日以降に初めて特定技能外国人の受入れを開始する機関

令和 7 年 4 月 1 日以降に初めて特定技能外国人の受入れを開始する場合は、当該在留諸申請において、特定技能所属機関の適格性に関する書類を提出する必要があります。在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い、かつ一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる次に掲げる機関等については、（1）で掲げる書類の提出を省略することが可能です。

（対象となる機関）

過去 3 年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、在留諸申請をオンラ

イン申請、各届出を電子届出で行い（※）、かつ以下のいずれかに該当する機関

※ 令和8年4月1日以降に提出する定期届出において、提出書類の省略をするためには、オンライン申請及び電子届出を行うことが提出書類の省略を認める必要要件となりますので、定期届出において書類の省略を希望される場合には、オンライン申請及び電子届出の利用者登録を行ってください。

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

なお、提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出いただく必要があることに留意願います。

○ 第5章 第2節 特定技能所属機関に関する基準等

1 特定技能所属機関に関する不正行為

特定技能所属機関の不正行為の類型として「へ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為」を追加します。

2 地域における共生社会の実現のために寄与する責務に関すること

特定技能基準省令の改正に伴い、特定技能所属機関の要件に「地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする事としてしていること」が加わります。

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対し、協力確認書を提出する必要があります。

○ 第5章 第3節 1号特定技能外国人支援計画の基準

特定技能基準省令の改正に伴い、1号特定技能外国人支援計画の要件として、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえたものであることが加わります。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村が実施する共生社会の実現のための施策を確認の上、支援計画を作成し、在留諸申請の際に、地方出入国在留管理局に提出する必要があります。

○ 第7章 第4節 特定技能外国人の受入れ困難時の届出

1 届出事由に関する整理

(1) 自己都合退職の申出があった場合の取扱い

自己都合退職の申出が特定技能外国人側からあった場合については、受入れ困難の事由とはせず、当該申出があった時点での届出の提出は不要とします。ただし、その後、当該外国人が退職した場合には、従前のおり「雇用契約終了の届出」を提出する必要があります。

(2) 1か月以上「特定技能」に基づく活動ができない場合

「特定技能」の許可後、受入れ機関において「特定技能」としての活動ができない場合には、受入れ困難に係る届出を提出する必要があります。

なお、特定技能外国人が雇用後に1か月以上活動ができない事情が生じた場合だけでなく、特定技能外国人が許可を受けた後に1か月経過しても就労を開始できない場合についても届出を提出する必要があります。

(3) 添付用の参考様式

前記(2)の1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書及び行方不明が判明した際の状況説明書の参考様式を追加します。

○ 第7章 第5節 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出（新設）

1 届出の概要

現行の「出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出」は廃止となり、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出」に変更されます。

現行は、出入国又は労働関係法令に関する不正行為等（特定技能基準省令第2条第1項第4号）のみが届出の対象でしたが、改正後は、特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号の基準を満たさなくなった場合に届出が必要となります。

2 届出事由

想定される届出事由は、主に、

- ・ 税金や社会保険料等の滞納が発生したとき（第2条第1項第1号不適合）
- ・ 特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき（第2条第1項第2号不適合）
- ・ 関係法律による刑罰を受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 実習認定の取消しを受けたとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）
- ・ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）

などが想定されます。

○ 第7章 第6節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出

1 提出頻度の変更

届出の提出頻度が四半期ごとから1年に1回に変更され、対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況を翌年4月1日から5月31日までに提出いただくことが必要となります。

※ 当該届出を初めて提出する時期は、令和8年4月1日から同年5月31日となります。令和7年1月から同年3月を対象期間とする現行の定期届出については、現行の様式を使用し、同年4月1日から4月15日までに提出する必要がありますので御注意ください。

2 届出様式の統合及び提出方法の変更

現行の「特定技能外国人の受入れ・活動状況に関する届出書」と「支援実施状況に係る届出」を一体化し、「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出書」として提出していただくことになります。

また、当該届出については、特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に全部委託している場合は、特定技能所属機関が委託先の登録支援機関から支援の実施状況を取りまとめて提出する必要があります。

3 提出書類省略時の留意点

届出時点で基準に適合していることを誓約しており、過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、オンライン申請及び電子届出を活用することを誓約している機関（※）であって、かつ適正な受入れを行うことが見込まれる機関（1頁参照）については、定期届出において添付書類（一部を除く）を省略することが可能です。

※ 定期届出における提出書類の省略をするためには、オンライン申請及び電子届出を行うことが提出書類の省略を認める必須要件となりますので、定期届出において書類の省略を希望される場合には、オンライン申請及び電子届出の利用者登録を行ってください。

※ 定期的な面談は、従前のとおり、3か月に1回以上行う必要があります。

○ 第7章 第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出（新設）

1 届出の概要

特定技能所属機関が自社支援をしている場合において、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合には、当該認知の日から14日以内に、1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出を提出する必要があります。

2 届出事由

主に支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。

- ・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合

※ 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。

- ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外

国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、特定技能所属機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等（※）を実施した場合（非自発的離職の発生により、公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。）

※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含みません。

3 その他の留意点

- ・ 支援を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合については、本章第5節の特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出を提出する必要があります。
- ・ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、本届出は不要です。
- ・ その場合、登録支援機関から支援実施状況に関する届出第9章第2節第4（2）の1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書（参考様式第4－3号）が提出される必要があります。

○ 第9章 第1節 第3 登録拒否事由

登録支援機関に関する不正行為として、以下の類型が追加されます。

- カ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為
- コ 特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為
- タ 1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為

○ 第9章 第2節 第4 支援の実施状況等に関する届出・報告

1 支援実施状況の届出

登録支援機関は、1年に1度、支援委託契約の相手方の特定技能所属機関を経由して支援業務の実施状況等を記載した書類を提出して届出を行う必要があります。

同届出については、特定技能所属機関が行う「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第3節）と同時に行われるため、特定技能所属機関と登録支援機関との間で支援実施に係る内容を支援の全部委託を受けた特定技能所属機関と共有し、特定技能所属機関と連名で提出してください。

※ 当該届出を初めて提出する時期は、令和8年4月1日から同年5月31日となります。令和7年1月から同年3月を対象期間とする現行の定期届出については、同年4月1日から4月15日までに提出する必要がありますので御注意ください。

2 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告（新規）

（1）報告の概要

登録支援機関は、支援の全部委託を受けた1号特定技能支援計画に基づく支援を実

施する際、支援の実施困難な事由又は支援の委託を受けた特定技能所属機関が基準不適合となったことを知った場合には、認知の日から14日以内に対象となる特定技能外国人が所属する特定技能所属機関を管轄する地方出入国在留管理局に報告することが求められます。

(2) 報告の事由

ア 支援が実施困難となった場合

同報告について、主に支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。

- ・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合

※ 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。

- ・ 支援対象の特定技能外国人に関し、行方不明の発生又は死亡を知った場合

※ 今後の定期面談の実施が困難となることから、地方出入国在留管理局に報告を行う必要があります。

- ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、登録支援機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等(※)を実施した場合(非自発的離職の発生により、公共職業安定所(ハローワーク)への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。)

※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含みません。

イ 特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合

また、定期面談や相談等の支援業務を通じて、支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合についても地方出入国在留管理局に報告を行う必要があります。

第2 参考様式の変更点

今回の運用要領の改正に伴い、以下の様式について改正を行います。新たな様式及び従前の様式からの変更箇所については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しますので、詳細についてはそちらを御確認ください。

1 参考様式共通の修正

届出書の様式について「住居地」記載欄を削除

※ 参考様式第3-1-1号及び参考様式第3-2号については、当該修正のみ。

2 従前の様式を廃止し、新たな様式に変更するもの

○ 参考様式第3-5号

- ・ 様式の名称を「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書」から「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書」に変更した上で様式の内容を変更。
- ・ 届出書の添付書類として参考様式第5-18号「基準不適合に係る説明書(特

定技能所属機関作成用)」を新設。

○ 参考様式第 3－6 号

- ・ 様式の名称を「受入れ・活動状況に係る届出書」から「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」に変更した上で様式の内容を変更。
- ・ 参考様式の別紙 1 についても内容を変更し、複数の登録支援機関と全部委託をしている場合に使用する参考様式の別紙 2（署名欄）を追加。

※ 当該様式については、令和 8 年 4 月 1 日以降（令和 7 年度分を対象とした届出）に使用を開始するもの。

○ 参考様式第 3－7 号

- ・ 様式の名称を「支援実施状況に係る届出書」から「1 号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書」に変更した上で随時届出として様式の内容を変更。

○ 参考様式第 4－3 号

- ・ 様式の名称を「支援実施状況に係る届出書」から「1 号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書」に変更した上で随時報告として様式の内容を変更。
- ・ 報告書の添付書類として参考様式第 5－19 号「基準不適合に係る説明書（登録支援機関作成用）」を新設。

3 従前の様式の内容に変更を加えるもの（修正箇所は省略）

- 参考様式第 1－5 号（特定技能雇用契約書）
- 参考様式第 1－17 号（1 号特定技能外国人支援計画書）
- 参考様式第 3－1－2 号（特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書）
- 参考様式第 3－3－1 号（支援委託契約の変更に係る届出書）
- 参考様式第 3－3－2 号（支援委託契約の終了又は締結に係る届出書）
- 参考様式第 3－4 号（受入れ困難に係る届出書）
- 参考様式第 5－5 号（定期面談報告書（1 号特定技能外国人用））
- 参考様式第 5－6 号（定期面談報告書（監督者用））

4 新規様式として作成するもの

- 参考様式第 5－14 号（1 か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書）
- 参考様式第 5－15 号（行方不明が判明した際の状況説明書）
- 参考様式第 5－16 号（基準適合性に係る誓約書・特定産業分野に係る説明書）
- 参考様式第 5－17 号（基準適合性及び特定産業分野に係る説明書）
- 参考様式第 5－18 号（基準不適合に係る説明書（特定技能所属機関作成用））
- 参考様式第 5－19 号（基準不適合に係る説明書（登録支援機関作成用））

5 廃止となる様式

- 参考様式第 1－9 号（徴収費用の説明書）
 - ・ 必要な事項を参考様式「1 号特定技能外国人支援計画書」（参考様式第 1－17 号）に組み込んだため廃止とするもの。

- 参考様式第 1－30 号（出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書）
 - ・ 提出書類省略のルールが変更となるため廃止とするもの。

第 3 1 号特定技能外国人支援に関する運用要領の改正のポイント

○ 第 1（1）1 号特定技能外国人支援計画の基準等

特定技能基準省令の改正により、1 号特定技能外国人支援計画の要件として、地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえたものであることが加わります。

特定技能所属機関は、1 号特定技能外国人支援計画の作成・実施に当たっては、1 号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体が実施する共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）を確認し、これを踏まえて作成した 1 号特定技能外国人支援計画の下、適切に実施しなければなりません。1 号特定技能外国人支援計画には、確認した市区町村名、その確認日及び確認方法を記入する必要があります。

○ 第 2（2）出入国する際の送迎

従前の記載では、「留意事項」について、特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両を利用して送迎する場合には、道路運送法違反となる可能性があることが示されていたところ、当該記載を充実させ、「生活支援サービスなどとの一体運送」であれば違反には当たらないことを説明する内容を追加するもの。

○ 第 2（9）定期的な面談の実施、行政機関への通報

これまで対面により直接話をするとしていた定期面談について、オンラインを活用する際に、一定のルール内においてオンライン面談を実施可能とします。

活用の際のルールの概要は下記のとおりです。

- ・ オンライン面談の実施について面談対象者の同意があること
 - 特定技能外国人の同意の確認については、支援計画書において行うことができるよう参考様式を改正。
 - 特定技能外国人の監督をする立場にある者については、任意の様式で同意の確認をして差し支えありません。
- ・ 面談対象者の同意がない場合や、（過去に同意をしていますが）面談対象者が対面による面談を希望した場合は、対面による面談を実施する必要があります。
- ・ オンライン面談の様子を録画して、一定期間（特定技能雇用契約の終了の日から 1 年以上）保管し、地方出入国在留管理局から録画記録の閲覧の求めがあれば、これに応じる必要があります。
- ・ オンライン面談の結果、1 号特定技能外国人の業務内容、待遇及び保護に関する事項において問題があることが疑われる場合や第三者による面談への介入が疑われる場合には、改めて対面による面談を行う必要があります。
- ・ オンライン面談の実施には、次の①から③の内容に留意して実施してください。
 - ① 円滑な支援の実施のためには、面談対象者との信頼関係を構築する必要があることから、受入れ後初めての面談及び面談担当者変更後の初めての面談については、

対面による面談を実施することが望まれます。

- ② オンライン面談を活用する場合であっても、1年に1回以上は対面による面談を実施することが望まれます。
 - ③ オンライン面談を実施する場合、周囲に面談対象者以外の者がおらず、面談対象者が第三者の影響を受けずに発言していることを確認し、その際には、
 - ・ 開始前に面談対象者に部屋全体を映してもらい、周囲に人がいないことを確認する。
 - ・ 開始前に面談対象者がイヤホン等を装着していないこと、別のモニターやマイクがないことを確認する。
 - ・ 面談対象者には、正面（カメラ）を向いて話すよう依頼する。
 - ・ 不審な点があった場合には、面談実施後に面談対象者に個別に連絡を取り、当時の状況を確認する。
 - ・ 面談時に毎回同じ質問を繰り返すのではなく、質問の順番を変える、質問の仕方を変えるなどして面談対象者の様子を確認する。 など
- ※ 定期的な面談は、従前のとおり、3か月に1回以上行う必要があります。